

無配当低解約返戻金型 定期保険

2021年10月改定

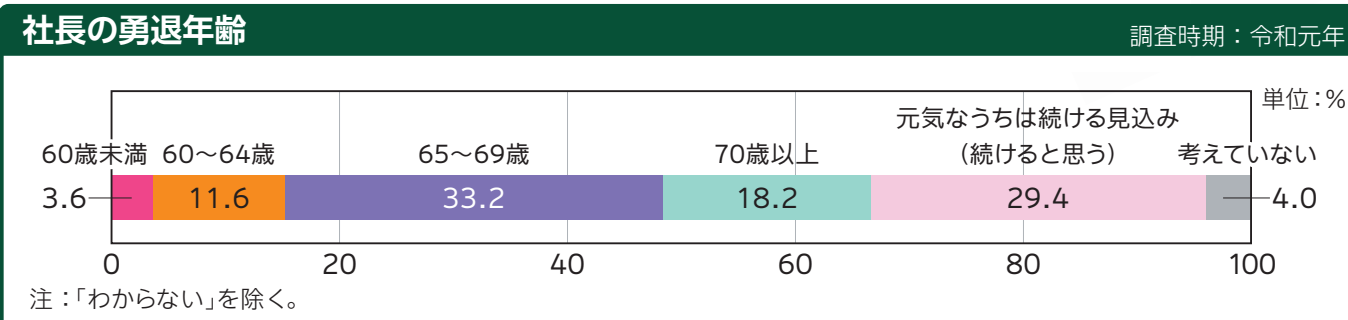
必ず
ご確認
ください

法人で加入をご検討される場合、
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

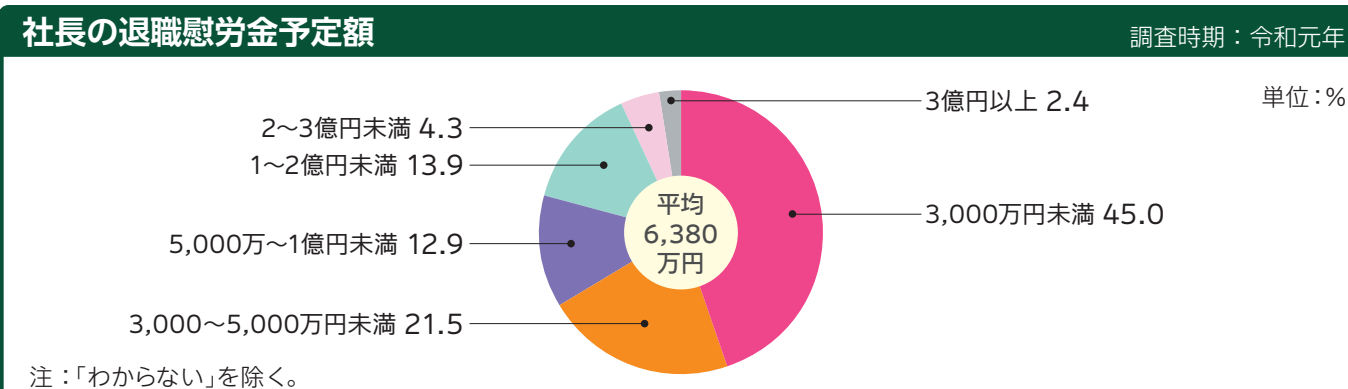
経営者の平均年齢は 年々高くなる傾向にあるようです。

このような状況のもと、
どのような保険をお選びになりますか…？

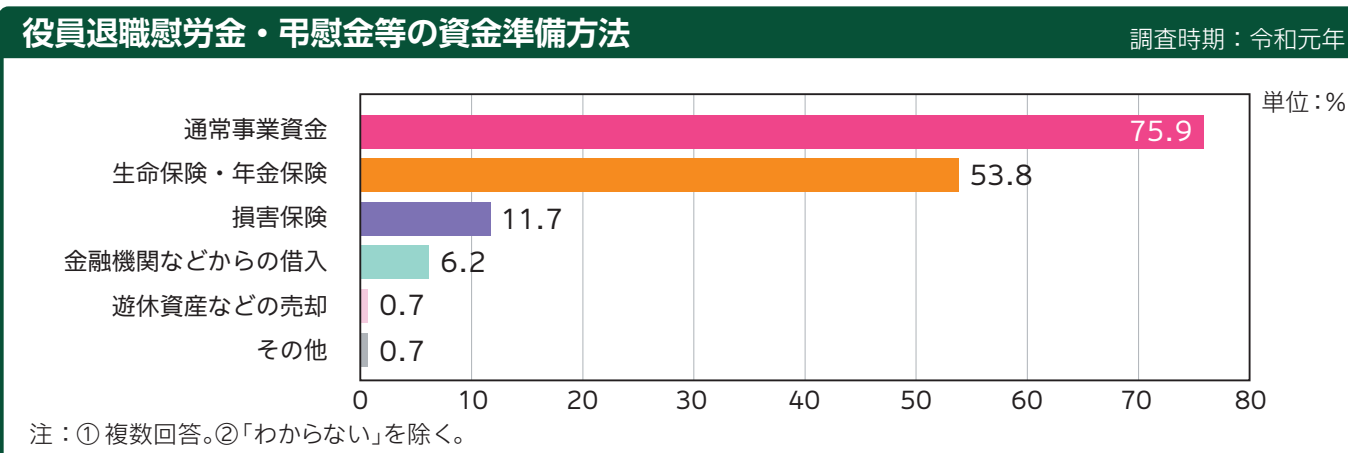
65歳以上も現役を続ける、元気なうちは仕事を続ける
と考えられている経営者が多くいらっしゃいます。



経営者の退職慰労金予定額の平均は6,380万円です。



役員退職慰労金・弔慰金等の資金準備方法には、
生命保険・年金保険が多く利用されています。



出典：エフピー教育出版「令和元年 企業経営と生命保険に関する調査」

「企業経営と生命保険に関する調査」は、従業員11名～300名の企業の経営者および役員を対象とした調査です。



現役の長期化対策

現役を長く続けても保障が途切れず、
保険料は上がらないほうが良い
…と思いませんか？



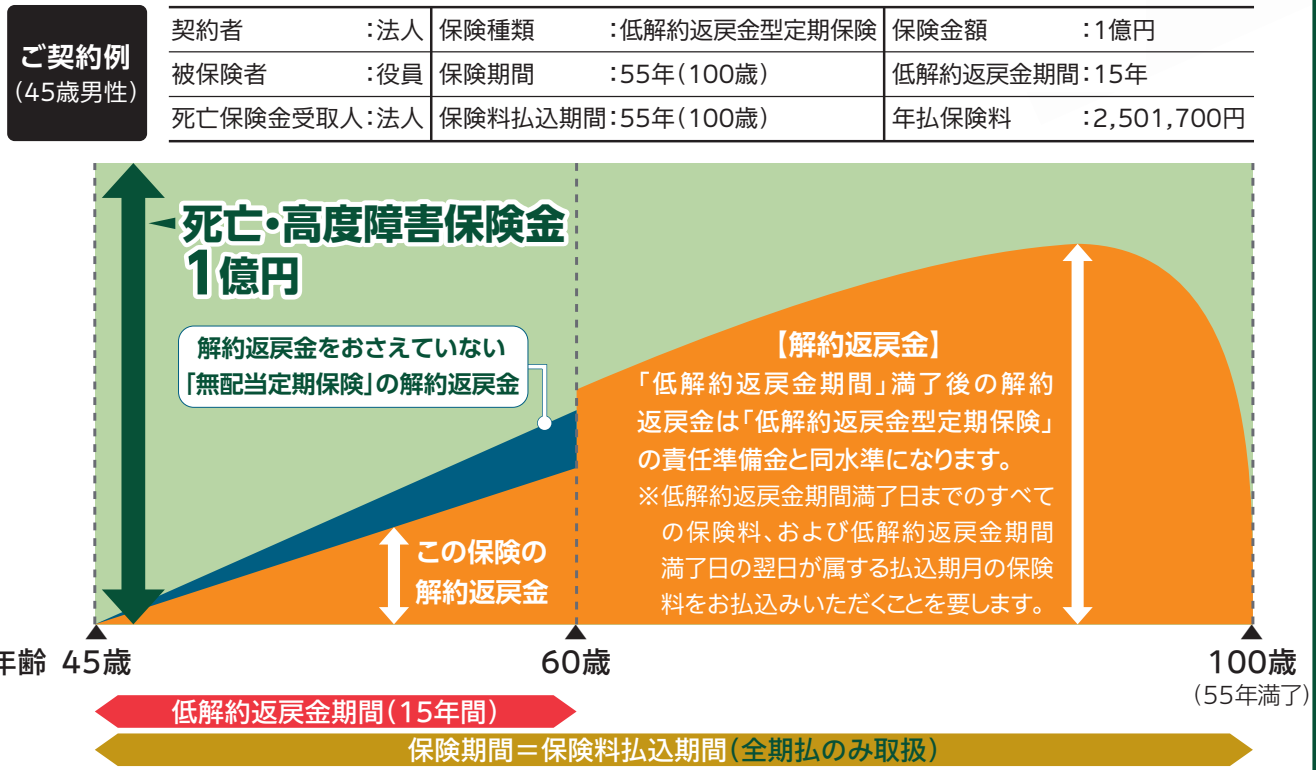
経営者の勇退退職金の準備

勇退時等に解約したとき、**返戻金**があったら良い…と思いませんか？

これらのニーズを考えると
どのような保険が適しているのでしょうか？

低解約返戻金型定期保険は、 割安な保険料で、安心の長期保障と 資産性を確保できる保険です！

[保障イメージ]



・安心の4つの特徴・

- 特徴
1

万が一のとき「死亡・所定の高度障害」を100歳まで保障します。

100歳までの長期にわたり、死亡・所定の高度障害保障があります。

解約返戻金の一定の範囲内で必要資金をご用立てする制度もあります(契約者貸付制度)。

※詳しくは6ページをご確認ください。
- 特徴
2

解約返戻金をおさえた分、保険料が割安です！

この保険は低解約返戻金期間中の解約返戻金が無配当定期保険の70%におさえられており、その分保険料が割安になっています。

※低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は、低解約返戻金型定期保険の責任準備金と同水準になります。(ただし、低解約返戻金期間満了日までのすべての保険料、および低解約返戻金期間満了日の翌日が属する払込期月の保険料をお払込みいただくことを要します。)

保険ご契約例の推移

(単位: 円)

経過年数	年齢(歳)	払込保険料累計(A)	解約返戻金(B)	返戻率(B÷A)
1	46	2,501,700	1,163,000	46.4%
2	47	5,003,400	2,747,000	54.9%
3	48	7,505,100	4,332,000	57.7%
4	49	10,006,800	5,916,000	59.1%
5	50	12,508,500	7,500,000	59.9%
6	51	15,010,200	9,081,000	60.4%
7	52	17,511,900	10,664,000	60.8%
8	53	20,013,600	12,247,000	61.1%
9	54	22,515,300	13,831,000	61.4%
10	55	25,017,000	15,416,000	61.6%
11	56	27,518,700	16,958,000	61.6%
12	57	30,020,400	18,498,000	61.6%
13	58	32,522,100	20,032,000	61.5%
14	59	35,023,800	21,563,000	61.5%
15	60	37,525,500	23,088,000	61.5%
16	61	40,027,200	37,195,000	92.9%
17	62	42,528,900	39,281,000	92.3%
18	63	45,030,600	41,357,000	91.8%
19	64	47,532,300	43,422,000	91.3%
20	65	50,034,000	45,476,000	90.8%
25	70	62,542,500	55,600,000	88.8%
30	75	75,051,000	65,212,000	86.8%
35	80	87,559,500	73,605,000	84.0%
40	85	100,068,000	79,956,000	79.9%
45	90	112,576,500	83,299,000	73.9%
50	95	125,085,000	78,264,000	62.5%
55	100	137,593,500	0	0.0%

※上記の数値はご契約年齢やご契約内容などにより異なります。

※解約返戻金は、上記経過年数欄に記載の年数後の年単位の契約応当日の前日における金額を表示しています。解約返戻金は保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により異なります。したがって、年単位の契約応当日の前日より前に解約した場合、表記の金額と異なることがあります。

- 特徴
3

低解約返戻金期間をお選びいただけます。

経営者のご勇退時期に応じて、低解約返戻金期間を当社所定の取扱範囲内で自由にお選びいただけます。

(低解約返戻金期間は最短10年)
- 特徴
4

資産性があり、払込・経過年月数に応じた「解約返戻金」があります。

「低解約返戻金期間」満了後に解約したときの「解約返戻金」は、通常の解約返戻金水準に戻るため将来の経営資金やご勇退時の生存退職金などにご活用いただくことも可能です。

※保険期間満了時には解約返戻金はなくなります。

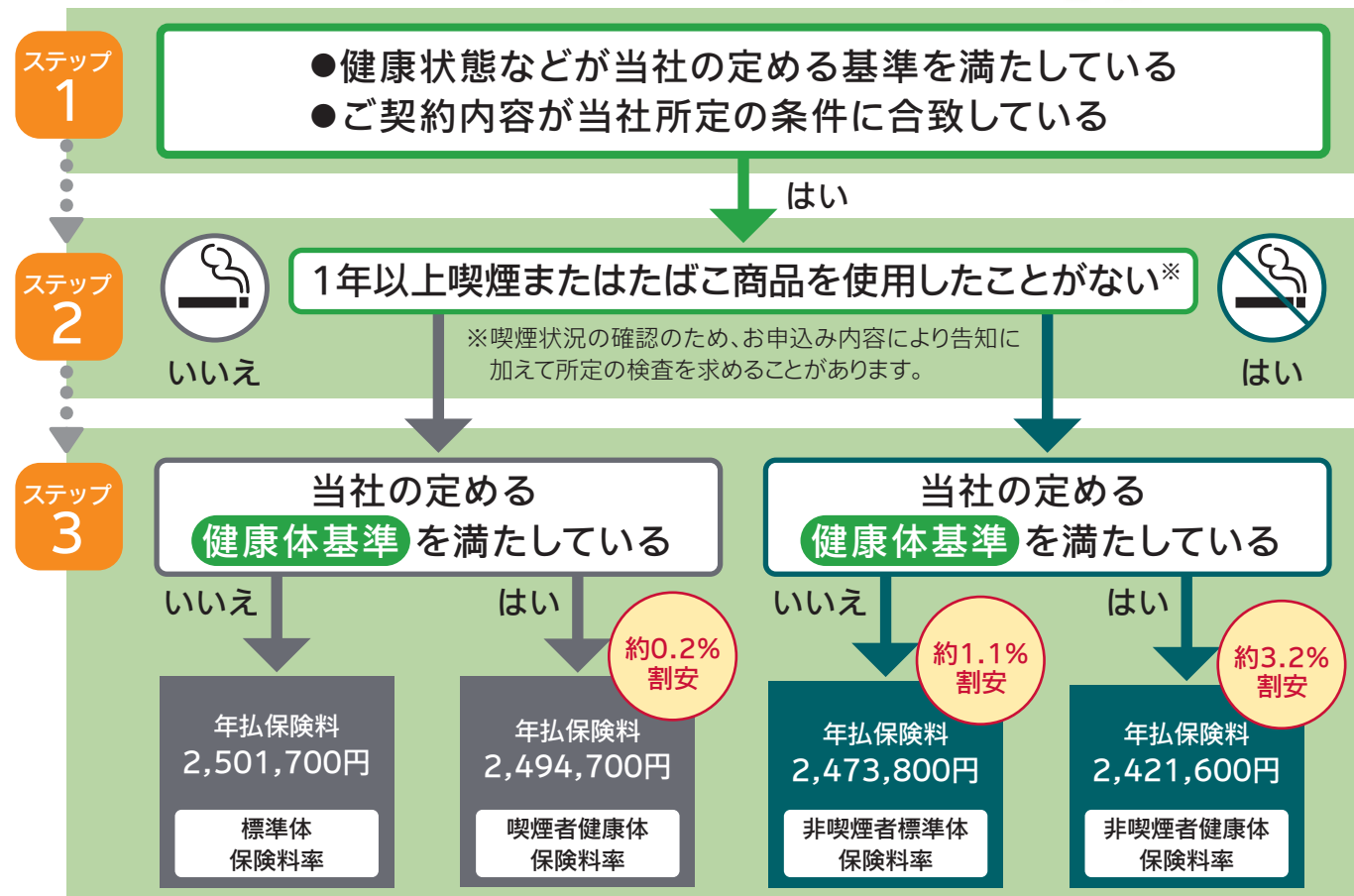
※解約された場合、以後の保障はなくなります。

- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- 保険料等の数値は、2021年10月現在のものです。

健康体料率特約について

お客さま(被保険者)の喫煙状況や健康状態などが、当社の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申込みいただけます。

- 健康状態などが当社の定める基準を満たしていない場合、健康体料率特約は適用できません。
- その場合、通常の保険料や特別条件付きでのご契約のお引受けとなる場合およびご契約自体をお引受けできない場合もあります。
- (例)45歳男性 保険種類:低解約返戻金型定期保険 保険金額:1億円 保険期間:保険料払込期間:55年(100歳)
- 保険料払込方法:年払 低解約返戻金期間:15年



●保険料等の数値は、2021年10月現在のものです。

割安になる率はお申込みのご契約内容・ご加入の年齢などによって異なります。

健康体基準

「健康体」は下記項目の両方を満たしているうえで、医師の診査結果などが当社の定める範囲内である必要があります。

✓ CHECK1 「体 バランス」

BMI値(肥満度)は下記の範囲内ですか？

18.0 < BMI* < 27.0 (男女・年齢問わず)

*BMIとは「ボディ・マス・インデックス」の略称です。BMI=体重(kg)÷{身長(m)}²

■BMI値範囲内の身長・体重の目安

身長 (cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重 (kg以上)	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
最高体重 (kg以下)	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97

✓ CHECK2 「血圧」

血圧値は下記の範囲内ですか？

最高 血圧値

140mmHg 未満

最低 血圧値

90mmHg 未満

当社の定める健康体基準に適合しないからといって、その方が健康ではないということではありません。

- ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引受けをお断りする場合があります。
- なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求める場合がありますのでご了承ください。
- 検査の結果によっては、健康体料率特約が適用できない場合があります。

健康☆チャレンジ！

保険料が割安になるとともに健康チャレンジ祝金(保険料差額相当額)をお受取りいただけるチャンスがあります！

申込日および契約日が2018年4月2日以降の契約にご加入の方が対象となります。

詳しくは、「健康☆チャレンジ!制度パンフレット」をご確認ください。

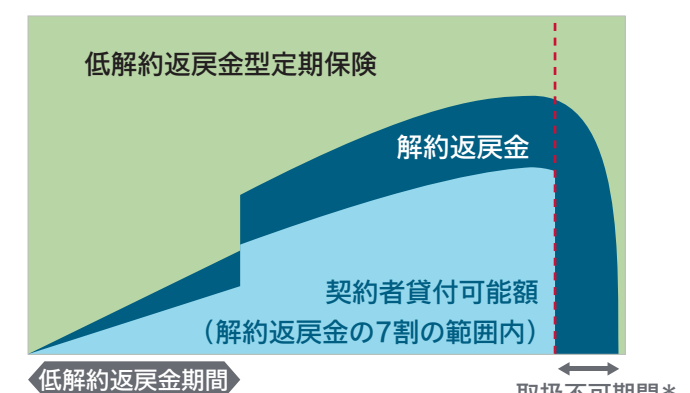
「低解約返戻金型定期保険」なら、環境やニーズの変化にも柔軟に対応！

保険は今のまま継続したいけれど、一時的に資金が必要となってしまった。

契約者貸付制度

保障内容をそのままに、現金をご用立てすることが可能です

ご契約後に当社の定める条件のもと、保障内容をそのままに、解約返戻金の7割の範囲内の資金をご活用いただくことが可能です。



- 当社所定の利息がかかります。
- 失効している場合はお取扱できません。

* 契約年齢が39歳以下の場合は、残存保険期間が15年以上、契約年齢が40歳以上の場合は、残存保険期間が10年以上必要となります。

一生涯の保障に切り換えたい。

変換(コンバージョン)

一生涯保障の保険に切り換えることができます

ご契約後に当社の定める条件のもと、**無診査・無告知**で一生涯保障の終身保険などに切り換えることが可能です。

低解約返戻金型定期保険

変換

解約返戻金 + 一生涯保障

終身保険

新規契約

- 変換前の契約は解約し、解約返戻金があればお支払いします。
- 変換後の契約は新規契約になり、保険料は変換時の年齢などにより計算されます。
- 健康体料率特約が付加された契約が変換された場合、変換後の契約には健康体料率特約は付加されません。
- 特別条件付保険特約が付加される契約はお取扱いができないなど、一定の制限があります。

●上記取扱いとは2021年3月現在の取扱規定に基づいています。

△当社の定める条件によりお取扱いできない場合もございます。詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ず
ご確認
ください

ご契約の際は「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」
「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

低解約返戻金型定期保険について

- この保険においてお支払いする保険金はつぎのとおりです。

保険金	お支払事由	お支払額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	

- 所定の高度障害状態について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- この保険には満期保険金および配当金はありません。
- 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。
- この保険の低解約返戻金期間中の解約返戻金は、無配当定期保険の解約返戻金の70%となります。
- 低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は、低解約返戻金型定期保険の責任準備金と同水準になります。(ただし、低解約返戻金期間満了日までのすべての保険料、および低解約返戻金期間満了日の翌日が属する払込期月の保険料をお支払いいただくことを要します。)

保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。

- 不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

法人向け保険商品のご検討に際して ご留意いただきたいこと



法人向け保険商品のご加入にあたっては、以下の点をご確認のうえでお申込みください。

税務の取扱い等については、令和元年6月28日付「課法2-13 課審6-10 査調5-3 法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」、令和3年6月25日付「課個3-9 課法11-22 課審5-2 所得税基本通達の制定について(法令解釈通達)」等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございます。

1

法人向け保険は、被保険者さまに万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とする商品です。

※お客さまニーズとの関係については、設計書やパンフレット等でもご確認ください。

2

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。
法人から役員等への名義変更についても、原則、節税効果はありません。

3

保険本来の趣旨を逸脱する行為、例えば、「保険料の損金算入や課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮」を主たる目的とする保険加入や名義変更等は、税務署等からも租税回避行為と認識される可能性があることから、お勧めしていません。

4

保険会社は、法令に基づく税務署等からの照会に対して、保険契約の内容に関する情報を提供します。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先